



# 鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)  
号外第32号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<p><b>条 例</b> 地方独立行政法人法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(3) (行政経営推進課).....</p>	2
---	---

——— 公布された条例のあらまし ———

地方独立行政法人法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

**1** 鳥取県個人情報保護条例の一部改正

地方独立行政法人に関する個人情報の取扱いについて、県の機関、国等に関する個人情報の取扱いと同様とすることとした。(第6条、第16条関係)

**2** 鳥取県情報公開条例の一部改正

地方独立行政法人に関する情報の取扱いについて、県の機関、国等に関する情報の取扱いと同様とすることとした。(第9条、第14条関係)

**3** 鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部改正

互助会の構成員に特定地方独立行政法人の職員を加えることとした。(第1条関係)

**4** 知事等の退職手当に関する条例の一部改正

(1) 教育長の退職手当の特例(新第6条関係)

ア 次に掲げる期間を教育長としての勤続期間に通算することとした。

(ア) 特定一般地方独立行政法人等の職員としての在職期間

(イ) 病院事業の管理者又は教育長から特定一般地方独立行政法人等の職員となり、その後教育長となった者の病院事業の管理者又は先の教育長としての在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等の職員としての在職期間の終期までの期間

イ 定年又は定年に相当する事由により職員又は他の公務員等を退職した者であって、引き続き教育長となったものの職員又は他の公務員等としての引き続いた在職期間は、教育長としての勤続期間に通算しないこととした。

(2) 病院事業の管理者の退職手当の特例(新第8条関係)

(1)と同様の措置を講ずることとした。

**5** 職員の退職手当に関する条例の一部改正

(1) 地方独立行政法人等の職員としての在職期間を県の職員としての在職期間に通算することとした。

(第9条、第12条関係)

(2) 県の職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、退職手当は支給しないこととした。

(第12条関係)

(3) 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に県の職員として在職する者が、移行型一般地方独立行政法人の職員となり、その後県の職員となった場合において、その者の移行型一般地方独立行政法人における職員としての在職期間を県の職員としての引き続いた在職期間とみなすこととした。(第12条関係)

(4) 病院事業の管理者又は教育長が特定一般地方独立行政法人等の職員となり、その後県の職員となった場合におけるその者の病院事業の管理者又は教育長としての在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等の職員としての在職期間の終期までの期間を県の職員としての引き続いた在職期間とみなすこととした。(第12条の2関係)

(5) その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 6 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正

(1) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の適用を受ける紛争に、地方独立行政法人の職員(一定のものに限る。)の勤務条件に関する事項についての紛争を加えることとした。(第10条関係)

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 7 鳥取県議会情報公開条例の一部改正

地方独立行政法人に関する情報の取扱いについて、県の機関、国等に関する情報の取扱いと同様とすることとした。(第8条、第13条関係)

#### 8 次に掲げる条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

(1) 鳥取県行政手続条例

(2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(3) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(5) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例

#### 9 施行期日等

(1) この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、4の(1)のイ及び6の(2)は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 条 例

地方独立行政法人法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第3号

地方独立行政法人法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1)~(4) 略	(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1)~(4) 略

( 5 ) 公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）  
第3条第1項に規定する地方公務員をいう。以下同  
じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は  
身分に関してされる処分及び行政指導  
( 6 )～( 10 ) 略

( 5 ) 公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）  
第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）  
又は公務員であった者に対してその職務又は身分に  
関してされる処分及び行政指導  
( 6 )～( 10 ) 略

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務につ いては、適用しない。</p> <p>(1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120 号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政 法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項 に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役 員及び職員を除く。）独立行政法人等（独立行政法 人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年 法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法 人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公 務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する 地方公務員、<u>地方独立行政法人（地方独立行政法人 法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定す る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及 び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開 発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員を いう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人 情報であって、当該公務員等又は公務員等であつた 者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各 号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、 当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方 公共団体、<u>地方独立行政法人及び公社を除く。）に 関する情報又は本人以外の個人が営む事業に関する 情報であって、開示することにより、当該法人その 他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位そ 他正当な利益を害すると認められるもの</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務につ いては、適用しない。</p> <p>(1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120 号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政 法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項 に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役 員及び職員を除く。）独立行政法人等（独立行政法 人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年 法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法 人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公 務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する 地方公務員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土 地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職 員をいう。以下同じ。）又は公務員等であつた者の 個人情報であつて、当該公務員等又は公務員等であつ た者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各 号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、 当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方 公共団体及び公社を除く。）に関する情報又は本人 以外の個人が営む事業に関する情報であつて、開示 することにより、当該法人その他の団体又は個人の 競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害 すると認められるもの</p> <p>(4)及び(5) 略</p>

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第3条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公</p>

社の役員及び職員を除く。) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容

工 略

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

- (4) 略

- (5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

- オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

社の役員及び職員を除く。) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容

工 略

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

- (4) 略

- (5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

- オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2及び3 略

(7) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公社以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2及び3 略

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律</u>(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、現業職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公営企業労働関係法</u>(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、現業職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県職員の共済制度に関する条例(昭和36年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(互助会)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 互助会は、<u>次に掲げる職員ごとにそれぞれ組織するものとする。</u></p> <p>(1) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)第3条第1項第1号、<u>第3項及び第4項に規定する職員並びに第141条第1項に規定する組合役職員で地方職員共済組合鳥取県支部に属するもの</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(互助会)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 互助会は、<u>次の各号に掲げる職員ごとにそれぞれ組織するものとする。</u></p> <p>(1) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)第3条第1項第1号及び<u>第3項に規定する職員並びに第141条第1項に規定する組合役職員で地方職員共済組合鳥取県支部に属するもの</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第6条 職員、退職手当条例第9条第5項に規定する他の公務員、<u>同項に規定する企業職員等又は同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員(以下「職員等」という。)</u>から引き続いて教育長となった者(退職により、この条例若しくは退職手当条例の規定による退職手当(これらに相当する給与を含む。)の支給を受けている者又は職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)の規定若しくは同条例の規定に相当する規定により職員等を退職した者で、引き続いて教育長となったものを除く。第3項において同じ。)の職員等としての引き続いた在職期間は、その者の引き続き教育長としての勤続期間に通算する。</p> <p>2 略</p> <p>3 病院事業の管理者又は教育長から次条の規定により退職手当を支給されないで職員等となり引き続いて職員等として在職した後引き続いて教育長となった者の病院事業の管理者又は先の教育長としての引き続いた在職期間の始期から職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間(次項において「特定在職期間」という。)は、その者の引き続き後の教育長としての勤続期間(病院事業の管理者であった教育長にあっては、引き続き教育長としての勤続期間)に通算する。</p> <p>4 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 後の教育長としての引き続いた在職期間(病院事業の管理者であった教育長にあっては、<u>教育長としての引き続いた在職期間</u>)について、第3条の規定により計算した額</p>	<p>(病院事業の管理者の退職手当の特例)</p> <p>第6条 前2条の規定は、病院事業の管理者に準用する。</p> <p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第7条 職員、退職手当条例第9条第5項に規定する他の公務員<u>又は同項に規定する企業職員等(以下「職員等」という。)</u>から退職手当を支給されないで引き続いて教育長となった者の職員等としての引き続いた在職期間は、その者の引き続き教育長としての勤続期間に通算する。</p> <p>2 略</p> <p>3 教育長から次条の規定により退職手当を支給されないで職員等となり引き続いて職員等として在職した後引き続いて教育長となった者の先の教育長としての引き続いた在職期間の始期から職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間(次項において「特定在職期間」という。)は、その者の引き続き後の教育長としての勤続期間に通算する。</p> <p>4 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 後の教育長としての引き続いた在職期間について、第3条の規定により計算した額</p>

<p>( 2 ) 略</p> <p>第 7 条 略</p> <p>( 病院事業の管理者の退職手当の特例 )</p> <p>第 8 条 前 2 条の規定は、病院事業の管理者について準用する。</p>	<p>( 2 ) 略</p> <p>第 8 条 略</p>
--	-------------------------------

( 職員の退職手当に関する条例の一部改正 )

第 7 条 職員の退職手当に関する条例 ( 昭和37年鳥取県条例第51号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項 ( 以下この条において「移動条項」という。 ) に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項 ( 以下この条において「移動後条項」という。 ) が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項 ( 以下この条において「追加条項」という。 ) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 ( 項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。 ) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 ( 項の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。 ) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>( 副知事等に選任された場合の退職手当 )</p> <p>第 8 条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、出納長又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の額は、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、第 5 条及び第 7 条の規定の例により計算した額とする。</p> <p>( 勤続期間の計算 )</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 ~ 4 略</p> <p>5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員 ( 国家公務員退職手当法 ( 昭和28年法律第182号 ) 第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。 ) ( 以下「他の公務員」という。 ) 、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ( 昭和41年鳥取県条例第39号 ) 第 1 条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ( 平成 7 年鳥取県条例第 3 号 ) 第 1 条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ( 昭和32年鳥取県条例第37号 ) 第 1 条第 2 項に規定する現業職員 ( 以下「企業職員等」という。 ) 、<u>病院事業の管理者又は教育長が、引き続いて職員となったときにおけるその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間</u></p>	<p>( 副知事等に選任された場合の退職手当 )</p> <p>第 8 条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、出納長、<u>病院事業の管理者</u>又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の額は、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、第 5 条及び第 7 条の規定の例により計算した額とする。</p> <p>( 勤続期間の計算 )</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 ~ 4 略</p> <p>5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員 ( 国家公務員退職手当法 ( 昭和28年法律第182号 ) 第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。 ) 、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ( 昭和41年鳥取県条例第39号 ) 第 1 条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ( 平成 7 年鳥取県条例第 3 号 ) 第 1 条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ( 昭和32年鳥取県条例第37号 ) 第 1 条第 2 項に規定する現業職員 ( 以下「企業職員等」という。 ) 又は教育長が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員若しくは国家公務員 ( 以下「他の公務員」という。 ) 、企業職員等又は教育長としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各</p>

については前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第3条第3項及び第4項並びに第6条（同条例第8条において準用する場合を含む。）の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

- (1) 職員が、第18条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となり、引き続いて他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しく

項の規定を、教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第3条第3項及び第4項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

- (1) 職員が、第18条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員、企業職員等又は教育長となり、引き続いて他の公務員、企業職員等又は教育長として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から他の公務員、企業職員等又は教育長としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (2) 他の地方公共団体で、退職手当に関する規定において、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）に使用される者（役員及び非常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下「地方公社等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を

は公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公庫で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公庫に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公庫に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公庫職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公庫職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員（知事が指定するものを除く。）及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以

受けた者又は地方公庫若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体の公務員となった場合に、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方公庫等職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する地方公共団体」という。）の公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方公庫で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の地方公庫等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公庫若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公庫に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の地方公庫等職員としての勤続期間を当該地方公庫に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する地方公庫」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定地方公庫職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公庫職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の地方公庫等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公庫若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の地方公庫等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定

下「特定公庫等職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き他の公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の他の公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の他の公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員(以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。)が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(5) 略

(6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(7) 略

6 移行型一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続き特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したものとみなす。

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))第4条又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

8 略

9 第15条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在职期間に1月未満の端数がある場合には、

公庫等職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き他の公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の他の公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の他の公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(4) 特定地方公社職員又は特定公庫等職員(以下「特定地方公社等職員」という。)が、地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定地方公社等職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(5) 略

(6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(7) 略

6 前5項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))第4条又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

7 略

8 第15条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、第7項の規定により計算した在职期間に1月未満の端数がある場合には、

その端数は切り捨てる。

(特定一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第12条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第9条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第9条(第5項及び第6項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

(1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2) 略

(3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(4) 略

(5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方

その端数は切り捨てる。

(特定地方公社等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第12条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第9条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定地方公社等職員が、地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定地方公社等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定地方公社等職員としての在職期間については、第9条(第5項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定地方公社等職員としての在職期間として計算するものとする。

(1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定地方公社等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2) 略

(3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定地方公社等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(4) 略

(5) 特定地方公社等職員が、地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職

公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(6) 略

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

7 略

(病院事業の管理者又は教育長から職員となった場合における退職手当に係る特例)

第12条の2 病院事業の管理者又は教育長が、退職手当を支給されずに引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となり、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後退職手当を支給されずに引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項の規定による勤続期間の計算については、その者の病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の場合におけるその者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間については第9条の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関

した後引き続いて再び特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定地方公社等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定地方公社等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(6) 略

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定地方公社等職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定地方公社等職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 略

する条例第3条第3項及び第4項並びに第6条（同条例第8条において準用する場合を含む。）の規定を準用して計算するものとする。

（他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となった者の取扱い）

第18条 職員が引き続いて他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となった場合において、その者の職員としての勤続期間が他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

#### 附 則

1～12 略

13 適用日の前日に現に在職していた職員であって、他の公務員から引き続いて職員となったもの及び同日に現に在職していた他の公務員であって適用日以後に引き続いて職員となったものの適用日の前日以前における他の公務員としての勤続期間の計算については、附則第8項から前項までの規定を準用するほか、第9条第5項及び第7項、第11条並びに条例第36号附則第7項及び附則第13項の規定の例による。この場合において、第9条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第36号による改正前の第12条第1項の退職、附則第18項の特殊退職及び附則第19項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

14～23 略

24 国家公務員から引き続いて職員となった者が退職した場合において、当該退職の日又はその翌日に副知事に選任されたときは、この条例による退職手当は支給しない。

25～36 略

（他の公務員、企業職員等又は教育長となった者の取扱い）

第18条 職員が引き続いて他の公務員、企業職員等又は教育長となった場合において、その者の職員としての勤続期間が他の公務員、企業職員等又は教育長に対する退職手当に関する規定により、他の公務員、企業職員等又は教育長としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

#### 附 則

1～12 略

13 適用日の前日に現に在職していた職員であって、他の公務員から引き続いて職員となったもの及び同日に現に在職していた他の公務員であって適用日以後に引き続いて職員となったものの適用日の前日以前における他の公務員としての勤続期間の計算については、附則第8項から前項までの規定を準用するほか、第9条第5項及び第6項、第11条並びに条例第36号附則第7項及び附則第13項の規定の例による。この場合において、第9条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第36号による改正前の第12条第1項の退職、附則第18項の特殊退職及び附則第19項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

14～23 略

24 国家公務員から引き続いて職員となった者が退職した場合において、当該退職の日又はその翌日に副知事又は病院事業の管理者に選任されたときは、この条例による退職手当は支給しない。

25～36 略

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>11 新条例第12条第4項の規定は、附則第9項の規定に該当する者が法施行日以後に引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員（新条例第9条第5項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合について準用する。</p> <p>12～37 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>11 新条例第12条第4項の規定は、附則第9項の規定に該当する者が法施行日以後に引き続いて特定地方公社等職員（新条例第9条第5項に規定する特定地方公社等職員をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて特定地方公社等職員となった場合について準用する。</p> <p>12～37 略</p>

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員</u>をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（<u>地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員</u>をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2及び3 略</p>

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員(地方公務員法第57条に規定する単純な業務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員(地方公務員法第57条に規定する単純な業務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>

(鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正)

第11条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 知事は、個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第6条に規定する労働争議に当たる紛争、<u>特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。</u>以下この条及び第6条において同じ。)について、当該個別労働関係紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第10条 この条例は、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第47条の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な業務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業等の労働関係に</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 知事は、個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第6条に規定する労働争議に当たる紛争、<u>国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。</u>以下この条及び第6条において同じ。)について、当該個別労働関係紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第10条 この条例は、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項の企業職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な業務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項の職員以外のものの勤務</p>

関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

（鳥取県議会情報公開条例の一部改正）

第12条 鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（公文書の開示義務）</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、<u>地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに出資法人（県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の2分の1以上を支出している法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容</u></p>	<p>（公文書の開示義務）</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに出資法人（県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の2分の1以上を支出している法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容</p>

## 工 略

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、出資法人及び会派を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。

## ア及びイ 略

(4)及び(5) 略

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

## ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は出資法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

## ウ及びエ 略

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは出資法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第13条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び出資法人以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2及び3 略

## 工 略

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、出資法人及び会派を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。

## ア及びイ 略

(4)及び(5) 略

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

## ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は出資法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

## ウ及びエ 略

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは出資法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第13条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体及び出資法人以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2及び3 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条中知事等の退職手当に関する条例第7条第1項の改正(同条を第6条とする改正及び「又は同項に規定する企業職員等」を「、同項に規定する企業職員等

又は同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に改める部分を除く。)及び第11条中鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の改正は、公布の日から施行する。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第6条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

